

令和3年5月14日

保護者様

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部
保育・幼児教育課長
就園管理課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及び新型コロナウイルス感染防止対策の取組みについてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

このたび感染の急拡大を受け、国から「緊急事態宣言」が発出され、令和3年5月16日から緊急事態措置を実施する区域に岡山県が指定される予定となっています。

これを受けまして、岡山市では保育園・認定こども園においても緊急事態宣言期間中も利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、保育の機能は維持することとしますが、令和3年5月16日（日）から令和3年5月31日（月）までの間、感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な場合は、ご家庭での保育の協力をお願いいたします。

保育が必要な方につきましては、いままでどおり各園で保育を行います。

つきましては、下記のように対応をお願いいたします。

記

- 1 登園についてのお願い
 - ・引き続き、お子様の健康観察をお願いします。
 - ・園児が、発熱した場合は、解熱後24時間以上経過してから登園してください。
 - ・軽い風邪症状であっても体調不良時には園児の登園を控えてください。
- 2 感染症予防の観点から不要不急の外出は控えましょう。
- 3 家庭保育にご協力いただいた場合には、保育料について、後日登園しなかった日数（1日以上）に応じて、日割りで還付します。
- 4 副食費につきましては5月16日から5月31日まで6日以上欠席の場合は、5月分の副食費の半額を市から保護者に還付します。連続でなくても6日以上であれば還付します。

※ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いいたします。

家庭保育へのご協力について	お子さまが通っている園 保育・幼児教育課（086-803-1228）
副食費について	保育・幼児教育課（086-803-1228）
保育料について	就園管理課（086-803-1432）